

島原地域広域市町村圏組合出納員その他の会計職員に関する規則

平成12年10月31日規則第8号

改正 平成19年3月28日規則第2号 平成31年3月1日規則第2号
令和2年3月31日規則第10号 令和3年3月31日規則第3号

(出納員等の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第171条第1項の規定により出納員その他の会計職員（以下「出納員等」という。）を置く。

2 出納員等は、次に定める事務をつかさどる。

- (1) 出納員 法第171条第4項の規定により、会計管理者から委任を受けて現金の出納若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務
- (2) 現金取扱員 現金の出納又は保管事務の補助
- (3) 物品取扱員 物品の出納又は保管事務の補助

(出納員等の任命)

第2条 別表第1に掲げる職員は、その職にある期間中、出納員に任命されたものとし、別に辞令は交付しないものとする。

2 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、出納員に事故があるとき又は出納員が欠けたときは、出納員が所属する課等に属する職員のうちから出納員を任命し、辞令を交付する。

3 管理者は、会計管理者の申出に応じて現金取扱員及び物品取扱員を任命する。この場合において、別に辞令は交付しないものとする。

4 管理者は、出納員等を命じたときは、その氏名を会計管理者に通知するものとする。

5 出納員等は、前条第2項各号に規定する事務に使用する印鑑を会計管理者に届け出なければならない。

(会計管理者事務委任)

第3条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、別表第1に掲げる事務を出納員に委任する。

2 出納員は会計管理者から委任された事務を現金取扱員及び物品取扱員に補助させることができる。

(出納員等の領収印)

第4条 前条の規定に基づき出納員等が現金を収納したときは、[別表第2](#)に定める領収印を使用しなければならない。

(出納員等の事務引継)

第5条 出納員に異動があったときは、前任の出納員（以下「前任者」という。）は速やかに現金書類等を後任の出納員（以下「後任者」という。）に引き継ぎ、後任の出納員はそ

の旨を会計管理者に報告しなければならない。

- 2 現金出納簿は、発令の日の前日で締切り残高及び引継年月日を記入し、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印しなければならない。
- 3 前任者が死亡その他の事故により自ら事務引継をすることができない場合においては、管理者の命じた職員がこれを引継ぐものとする。
- 4 出納員以外の会計職員の事務引継は、出納員の例による。この場合においては、当該出納員を経由して会計管理者に報告するものとする。
- 5 管理者は、事務引継に際し必要と認めるときは、会計管理者若しくはその指定する職員を立会わせることができる。

(その他の事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、出納員その他の会計職員に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(収入役に関する経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、(中略)第4条の規定（第5条第3項及び第5項の改正規定中「吏員」を「職員」に改める部分を除く。）による改正前の島原地域広域市町村圏組合出納員その他の会計職員に関する規則の規定（中略）は、なお効力を有する。

附 則（平成31年3月1日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 設置箇所 | 出納員 | 委任事項 |
|-------------|-----|---|
| 総務課 | 課長 | 不燃物ごみ処理手数料の収納、不用品の売却代金の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び物品の出納保管 |
| 電算課 | 課長 | 課の所管に係る物品の出納保管 |
| 介護保険課 | 課長 | 出張徴収を命ぜられ又は直接持参した介護保険料の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び物品の出納保管 |
| 消防本部 総務課 | 課長 | 消防手数料の収納、不用品の売却代金の収納、その他課の所管に係る徴収金の収納及び物品の出納保管 |

別表第2 (第4条関係)

・ 会計管理者が用いる領収日付印



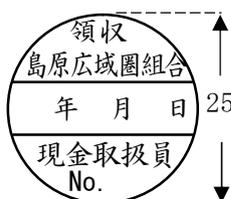
書体 かい書
単位 シメートル
年月日 算用数字

・ 出納員が用いる領収日付印



書体 かい書
単位 シメートル
年月日 算用数字

・ 現金取扱員が用いる領収日付印



書体 かい書
単位 シメートル
年月日 算用数字